

近年、自転車が歩行者とぶつかってけがをさせたり、死亡させたりして、多額の損害賠償を請求される事案も発生しています。自転車が関与する事故の場合に自転車の責任として

「重過失致死傷罪」が適用

されますと「5年以下の懲役または禁固か100万円以下の罰金」になります。さらに民事上の不法行為責任として高額の損害賠償や慰謝料を支払わなければならない

自転車の事故防止

こともありえます。

このような事故の当事者にならないために、子どもに対し、保護者は日頃から、信号無視や一時不停止、酒酔い運転、ブレーキのない自転車の

運転、スマートホ

ンを操作しながら、イヤホンなど

で音楽を聴きながらの「ながら運転」はしないよう教えておくことが大切です。少しの油断が重大事故につながることも
あるのです。



交通安全口メモ